

静岡県人事委員会は、静岡県職員の高齢者部分休業に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月22日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則13-123

静岡県職員の高齢者部分休業に関する規則の一部を改正する規則

静岡県職員の高齢者部分休業に関する規則（静岡県人事委員会規則13-111）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(高齢者部分休業の承認の申請手続) 第2条 (略) 2 (略) 3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律110号）第19条第1項に規定する部分休業、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年静岡県条例第8号。以下「勤務時間条例」という。）第15条の2第1項に規定する介護時間、勤務時間条例第15条の3第1項に規定する子育て部分休業又は職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（静岡県人事委員会規則13-32）第12条第1項第10号に規定する特別休暇（以下「育児部分休業等」という。）を承認されている職員に対する高齢者部分休業の承認については、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1の時間から当該育児部分休業等の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 4 (略)	(高齢者部分休業の承認の申請手続) 第2条 (略) 2 (略) 3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律110号）第19条第1項の規定による同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年静岡県条例第8号。以下「勤務時間条例」という。）第15条の2第1項に規定する介護時間、勤務時間条例第15条の3第1項の規定による同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する子育て部分休業又は職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（静岡県人事委員会規則13-32）第12条第1項第10号に規定する特別休暇（以下「育児部分休業等」という。）を承認されている職員に対する高齢者部分休業の承認については、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1の時間から当該育児部分休業等の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 4 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。